

第63回職業能力開発分科会配布資料の修正について

求職者支援訓練の受講者募集上の留意事項（案）

求職者支援制度を適切に運営するため、訓練実施機関には次に掲げる事項を遵守することを求める。

これらに抵触する場合は、認定取消等により対応する（※ 指導等の前置なく取り消す場合あり。）。

1 求職者制度の適切な運営上不適当な広告、案内を行わないこと。 (不適当な広告の例)

① 求職者支援制度の趣旨等に反するもの。

- ・ 求職者制度の目的が就職の実現以外にあると誤解させるもの（「無料受講」「給付支給」「資格取得」などを強調）

② 事実に反するもの、説明不足等により誤解を招くもの。

- ・ 「厚生労働大臣認定の教育訓練機関」と記載
- ・ 「誰でも受講可能」「受講すれば誰でも給付支給」と記載
- ・ 「誰でも受講すれば〇〇になれる／就職できる」と記載

③ その他

- ・ 「認定申請中」と記載
- ・ 求職者支援訓練を周知する目的の広告において、訓練実施主体の宣伝等、直接訓練に関係がない事項を記載
- ・ 訓練実施主体の他の営業に係る広告において「求職者支援訓練の実施機関」を強調

(不適当な案内の例)

- ・ 他で開講されている文化教室等の受講者、受講希望者等全員に対して案内
- ・ 金銭給付等を条件提示して案内（他者（訓練実施主体以外のすべて。以下同じ。）を介する場合、他者が金銭給付等する場合を含む。）
- ・ 有償で他者に、受講希望者の紹介や募集を依頼（この留意事項全てに適合する広告による場合を除く。）
- ・ 訓練実施主体等が出した求人に応募した求職者に対して案内、受講を条件として訓練実施主体等が採用（内定）

2 新聞広告、リーフレットなど印刷物による広告は、都道府県労働局及び（独）高齢・障害・求職者支援機構による事前チェックを受けること。

3 広告、募集に関して、都道府県労働局、ハローワーク又は（独）高齢・障害・求職者支援機構が行う指導に従うこと。